

12 高齢運転者の交通事故防止対策について

本年4月19日に東京都豊島区で高齢者が運転する車による親子の交通死亡事故が発生するなど、高齢運転者の交通事故防止対策が全国的な課題となっている。

国内の70歳以上の運転免許保有者は平成元年の約109万人から、平成30年には約1,130万人と、30年間で約10倍となり、今後も高齢者人口の増加に伴い、さらなる増加が見込まれる。また、75歳以上の高齢運転者による死亡事故件数（免許人口10万人当たり）は減少傾向にあるものの、75歳未満の運転者と比較して2倍以上の水準にあり、依然として高齢運転者ほど死亡事故を起こしやすい傾向が続いている。

一方、自家用車の一人当たりの保有台数は近年一貫して増加を続けており、とりわけ地方部においては移動手段に占める自家用車の割合が高く、運転免許証を返納することに抵抗のある高齢者も多い。

このような中、国は令和元年6月18日、「未就学児等及び高齢運転者の交通安全緊急対策」を決定し、安全運転サポート車の普及や運転免許証の自主返納者への各種支援策の広報・啓発を一層加速させるとともに、免許返納後の高齢者の移動の足となる公共交通の利用環境の改善等に大胆に取り組むとしている。

この対策は国、地方及び事業者等が連携して、早期かつ確実に進める必要があることから、次の事項について特段の措置を講じられたい。

1 高齢者の安全運転を支える対策の推進

- (1) 衝突被害軽減ブレーキやペダル踏み間違い時加速抑制装置等の安全運転支援装置の認定基準等を明確にするとともに、新車を対象とした義務付けの検討を加速させること。さらに、既販車への後付けも含め、これらの装置の購入に対する助成制度を創設すること。

(2) 限定的な運転免許制度の導入についての検討を加速させること。

2 高齢者の移動を伴う日常生活を支える施策の充実

- (1) 免許返納者を含む高齢者など交通弱者の日常生活における移動手段を確保するため、地域の実情に応じ、定額タクシー、相乗りタクシーなどの取組を、自治体や事業者が、柔軟かつ機動的に実施できるよう、運賃やサービス形態などの制度について規制を緩和すること。
- (2) 地域公共交通の整備充実や定額タクシー等の新たな取組など自治体が行う移動支援策に対する財政支援を講ずること。